

袴田事件第二次再審請求差戻後即時抗告審決定に関する会長声明

東京高等裁判所は、本年3月13日、いわゆる袴田事件第二次再審請求について、再審開始決定をした（以下「本決定」という。）。本決定は、再審開始を認めなかった原決定（東京高等裁判所2018年（平成30年）6月11日決定）に対して、最高裁判所が2020年（令和2年）12月22日にその原決定を取り消して東京高裁に差し戻した差戻審での判断である。

第二次再審請求審においては、地裁決定（静岡地方裁判所2014年（平成26年）3月27日決定）でも再審開始を認めていた。再審請求は「開かずの扉」とも言われ、開始決定がなされることは極めて稀であるにもかかわらず、本決定は、地裁決定に引き続き、またも再審開始決定がなされたもので、その意義は大きい。

ところで、袴田事件においては、確定審段階で開示されていなかった証拠が再審請求審段階で数多く開示されたが、第2次再審請求審だけでも600点以上もの証拠が新たに開示されている。再審請求審での証拠開示が今回の再審開始決定に大きく影響を与えていることは明らかであるが、現行の刑事訴訟法では、再審段階での証拠開示に関する規定は全くなく、大いに問題である。

また、袴田事件は1966年（昭和41年）に発生した事件であり、すでに56年以上が経過している。元被告人である袴田巖氏は現在87歳と高齢となっている。同人が存命なうちに名誉回復がなされるべきであり、できるだけ速やかに、同事件の解決が図られるべきである。

そもそも、再審手続は無辜の救済を目的とする制度であり、検察官抗告を許すこと自体が制度の趣旨に反するとの指摘がなされてきたところである。

よって、当会は、以下のことを求める。

検察官に対して、特別抗告を行うことなく、速やかに再審公判に移行させること。

国(国会・法務省)に対して、えん罪被害者の速やかな救済のために、再審における証拠の開示の法制化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を含む刑事訴訟法の改正を行うこと。

以上

2023年3月14日

大分県弁護士会
会長 清水 立 茂